

鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

鳥獣被害防止対策に係る人材育成業務

2 履行期限

令和9年2月26日（金）

3 業務の目的

住民等に対して鳥獣被害防止対策の適正な指導をすることができる人材を育成する①鳥獣被害防止対策に係る指導者育成研修（以下、「指導者研修」という。）及び住民が主体となった野生鳥獣に強い集落づくりを進める②集落ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会（以下、「集落ぐるみ研修」という。）並びに③前年度に集落ぐるみ研修を実施した地域に対して研修の振返り（以下、「フォローアップ研修」という。）を行い、関係者の鳥獣被害防止対策に関する正しい知識や技術の習得・向上に資することを目的とする。

4 業務委託の内容

(1) 対象者

① 指導者研修

市町村、県、JA及び農業共済職員 等

② 集落ぐるみ研修

地区住民、鳥獣被害対策実施隊員、市町村及び県職員 等

③ フォローアップ研修

地区住民、鳥獣被害対策実施隊員、市町村及び県職員 等

(2) 研修回数及び開催場所

① 指導者研修

ア 回数：2回（1回当たり最低2時間以上）

イ 時期：令和8年8月～令和9年1月までの期間

ウ 場所：薩摩川内市 1回、西之表市 1回

② 集落ぐるみ研修

ア 回数：8回（1回当たり最低2時間以上）

イ 時期：令和8年8月～令和9年1月までの期間

ウ 場所：霧島市 4回、大島郡大和村 4回

③ フォローアップ研修

ア 回数：2回（1回あたり最低2時間以上）

イ 時期：令和8年8月～令和9年1月までの期間

ウ 場所：いちき串木野市 1回， 垂水市 1回

④ その他

- ・ 開催場所は鹿児島県が手配する。また、各回の開催時間は、研修内容により決定する。
- ・ 研修はすべて対面形式で行うものとする。

(3) 定員

① 指導者研修

1回あたり70人程度

② 集落ぐるみ研修

1回あたり30人程度

③ フォローアップ研修

1回あたり30人程度

(4) 研修内容

① 指導者研修

市町村、JA及び農業共済職員等が鳥獣被害対策に資する内容とすること。

② 集落ぐるみ研修

地区住民が鳥獣被害対策に効果的に取り組むことができる内容とすること。
また、最低限、以下の項目について実習を行うこと。

ア 集落環境点検

イ 侵入防止柵の正しい設置方法

③ フォローアップ研修

集落ぐるみ研修を前年度実施した地域に対して、研修の振返りを行い、研修で学んだ知識や鳥獣被害対策の手法を研修以降も住民自ら継続して実践できる内容とすること。（前年度の集落ぐるみ研修内容は別添のとおり）

(5) 研修の準備

① 実施要領の作成

受託者は、研修各回の具体的な内容を定めた実施要領を作成すること。

なお、受託者が作成した実施要領は、県が4の(1)で示した受講対象者に対して参加案内を行う際に使用する。

② 事前作業

- ・ 受託者は、県が行った参加案内に対して申込みのあった参加者の取りまとめ及び参加者との連絡調整を行うこと。
- ・ 受託者は、テキスト等の印刷及び研修会場までの運搬、機材の準備及び研修会場までの運搬等の研修準備を行うこと。

③ 会場運営

受託者は、研修会場に職員等を配置し、研修の運営を行うこと。

(6) 研修の実施

講師等は、研修計画に従い、研修の目的を理解した上で、受講者に分かりやすく講義や実習を行うこと。説明に当たっては、他の専門家を批判したり、特定の企業の製品のみ紹介したりするなど、公平性を欠くものとならないようにすること。

(7) 研修の評価

受託者は、研修終了後、受講者を対象にアンケートを実施することとし、このためのアンケート調査票を鹿児島県と調整の上、作成し、結果の集計・分析を行うこと。

また、アンケート結果の集計・分析は、各回の終了後2週間以内に鹿児島県へ提出すること。

5 業務報告書

受託者は、業務終了後、委託業務完了届及び業務報告書を紙媒体及び電子媒体で提出すること。

また、提出に当たっては、以下の資料を添付すること。

- ① 研修実施実績（開催地、開催会場、日程、受講者数）
- ② 研修会場ごとの受講者名簿（実績）及び研修実施体制表
- ③ 研修で使用した資料等（実施要領も含めること。）
- ④ 研修ごとのアンケート集計・分析結果

なお、電子媒体については、「Microsoft Word」又は「Microsoft PowerPoint」で編集可能なファイル（図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの。）及びPDF形式にてテキスト、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるものを提出すること。

6 協 議

本仕様書に記載されている事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合、委託者と協議の上で決定するものとする。

(別添)

令和7年度集落ぐるみ研修内容

1 研修実施地区

- ① いちき串木野市川上地区
- ② 垂水市牛根麓地区

2 研修内容

	内 容
1 回目	講義「集落で取り組む鳥獣被害対策」 ・写真や動画で鳥獣被害や不適切な環境管理（収穫残さの放置、侵入防止柵周辺の草払いがされていない等）の例を示しながら、研修実施地区でも同様のことが起きていないかの問題提起 ・鳥獣被害は自然に解決しないこと、行政や猟友会任せにせず、住民自らが対策をしなければならないことを意識づけ
2 回目	実習「集落点検マップ作成」 →地区の被害状況や対策状況を地図にマーク ・地区の航空写真に被害や対策の状況を書き込み、集落点検マップとして可視化 ・第3回研修で実施する集落点検のルートを話し合い
3 回目	実習「地区を歩き、被害、対策の状況を点検」 →被害対策の確認・改善指導 ・第2回研修で作成した集落点検マップをもとに、実際に現地の被害状況などを確認して、必要な対策の検討を実施 ・サル用侵入防止柵を実際に見て、被害対策をイメージ ・柵をどのように設置すると効果があるのか、みんなで考える機会
4 回目	実習「侵入防止柵の設置体験」 →柵の特性や注意点を学ぶ ・侵入防止柵の種類や設置の方法について理解 ・研修で実施した内容を、次年度以降どう継続（定着）させていくか

3 研修風景

	① いちき串木野市川上地区	② 垂水市牛根麓地区
1 回目		
2 回目		
3 回目 4 回目		